

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業) 交通システムの省CO₂ 化に向けた設備整備事業 概要

令和8年10月
(公募説明資料)

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

Ver. 3



本日の内容（目次）

補助事業全般について

I . 補助事業の概要

- 1 . 補助金の目的と性格
- 2 . 補助対象となる事業
- 3 . 補助事業者の選定方法及び審査基準
- 4 . 応募に当たっての留意事項
- 5 . 応募の方法
- 6 . 問い合わせ先

II . 補助事業（採択以降）の留意事項等 について

各補助事業について

- 1 . 車両の省エネ化に資する設備
導入促進事業
1 – ②車両省エネ
- 2 . 回生電力の有効活用に資する
設備等の省CO2効果の高い
先進的な設備・システムの導
入を実施する事業
2 – ①回生電力
2 – ②先進省エネ

※1-①車両新造は令和7年度以前に採択した複数年計画の事業に限るため、新規公募なし。

補助事業全般について

I . 補助事業の概要

1. 補助金の目的と性格①

- 本補助金は、鉄軌道分野の省エネ・省CO2化を図ることで運輸部門のCO2削減に寄与することを目的としております。
- 事業の実施により確実なエネルギー起源CO2の排出量削減が実現されるよう、事業の具体的計画内容及びCO2排出削減量の算出に関する根拠、考え方について明示していただきます。

1. 補助金の目的と性格②

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「**適正化法**」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「**適正化法施行令**」という。）、本補助金の交付要綱・実施要領の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに従い実施していただきます。

これらの規定を遵守していない場合、交付決定を取消しする場合もあります。 また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合もあります。

ポイント👉

- ・ 事業開始(契約・発注)は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了(検収確認)後も、環境省に対する事業報告書（二酸化炭素削減量の実績把握等）の提出や適正な財産管理を行い、効率的運用を図る必要があります。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消しすることもあります。

2. 補助対象となる事業①

1. 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業

- ②車両への省エネ設備の導入により40%以上の
CO2削減効果が見込まれる車両の改修

略称：『車両省エネ』

2. 回生電力の有効活用に資する設備等の省CO2効果の 高い先進的な設備・システムの導入を実施する事業

- ①回生電力の有効活用に資する設備の導入

略称：『回生電力』

- ②省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入

略称：『先進省エネ』

2. 補助対象となる事業②

【対象事業の基本的要件】（全事業共通要件）

- ア. 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。
- イ. 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- ウ. 提案内容に、事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が根拠に基づき明確に示されていること。
- エ. 別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約書に誓約できるものであること。
- オ. 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む）を受けていないこと（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む）。

⇒ 各補助事業の要件は、「（後半）各事業について」で説明。

2. 補助対象となる事業③

公募要領 pp.7-12

【共同実施】

複数で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、各事業の「補助金の交付をできる事業者」に該当することが必要となります。

補助事業に参画するすべての事業者のうち1者を、本補助金の応募等を行い交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

＜代表事業者について＞

補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

※代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できません。

2. 補助対象となる事業④

公募要領 pp.7-12

○ファイナンスリースを利用する場合

代表事業者は、**ファイナンスリース事業者**となります。

リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

応募申請書に、上記内容を確認できるリース見積書等を添付してください。

○地方公共団体が協定や条例等により鉄軌道者に設備を貸与する場合

地方公共団体を代表事業者、設備を使用する鉄軌道事業者を共同事業者として申請し、当該協定や条例等の写しを提出してください。

応募申請書に、当該協定や条例等の写しを添付してください。

3. 補助事業者の選定方法及び審査基準

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て予算の範囲内で選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①補助要件確認審査、②外部有識者等から構成される審査委員会において承認された審査基準に照らした審査を厳正に行います。

【補助要件確認審査ポイント】

- ・ 交付規程及び公募要領に定める各補助要件を満たしているか。
なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく提出されているか。
- ・ 提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されているか。
- ・ 説明に必要な資料が添付されているか。

4. 応募に当たっての留意事項

【複数年度にわたる事業】

- ・ **単年度ごとに交付申請**を行い、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた補助金を交付します。
- ・ 次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ交付します。

なお、複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。

【事業報告書の提出（様式第17）】〔交付規程 第16条〕

- ・ 補助事業の完了の日の属する年度の**終了後3年間の期間**、各年度終了後30日以内（4月30日まで）に当該補助事業による過去1年間の**事業報告書を環境大臣に提出**していただきます。

また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに提出していただきます。

【現地調査】

- ・ 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その事業実施中又は完了後、必要に応じて、現地調査等を実施することがあります。

5 . 応募の方法①

【公募期間】

- ・ 申請期間：令和8年10月5日（月）～ 12月23日（水）正午必着
※期限を過ぎて受領したもののうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、
受理しません。

【提出方法及び提出先】

- ・ J グランツによる提出
- ・ 電子メールによる提出

※応募申請書類は必ず協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして
作成するようお願いします。

※ 紙媒体による提出は受け付けません。

5. 応募方法等②

【J グランツによる提出】

応募申請書類を公募期間内（厳守）に J グランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により提出してください。

※J グランツ（デジタル庁） <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※J グランツ よくあるご質問（デジタル庁）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

なお、J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID」アカウントの取得が必要となります。アカウントの取得には 2 週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得してください。

G ビズ ID（デジタル庁） <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

5. 応募方法等③

【J グランツを使用できない場合（電子メールによる提出）】

J グランツを使用できない場合に限り、電子メールによる提出を受け付けます。

電子メールの件名は、以下の記入例に倣って件名に（代表）事業者名を記入してください。また、容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に（何通目/全体数）の形式で記入してください。送付いただく資料は元のデータ形式での送信が可能な場合はPDFに変換しない等、容量が重くなりすぎないようにご注意ください。

<メール件名記入例>

記入例：鉄道（略称）応募申請書【株式会社〇〇】（1 / 2）

番号	補助事業名	略称
1	車両の省エネ化に資する設備導入促進事業	—
1-②	車両への省エネ設備の導入により40%以上のCO2削減効果が見込まれる車両の改修	車両省エネ
2	回生電力の有効活用に資する設備等の省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入を実施する事業	—
2-①	回生電力の有効活用に資する設備の導入	回生電力
2-②	省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入	先進省エネ

<メール申請の宛先>

E-mail : koutsu08@rcespa.jp

5. 応募の方法④

【応募書類】 以下のファイル名でご提出ください。()内は説明書きです。

- 0,1,2_様式1,2,3_応募申請書,実施計画書,経費内訳 (※Excel形式)
- 3_事業実施場所 (事業を行う場所の図面と設置配置図)
- 4_ランニングコスト減少額の根拠
- 5_ハード対策事業計算ファイル
- 6_CO2削減効果の算定根拠
- 7_設備導入後の運行ダイヤ (体系的に示したもの)
- 8_回生電力の有効電力利用量等 (体系的に示したもの)
- 9_省CO2化計画 (路線又は区間全体の省CO2化計画。回生電力事業のみ提出)
- 10_仕様書 (導入設備、車両の仕様書)
- 11_事業実施スケジュール
- 12_見積書 又は積算資料 (様式3に記載した金額の根拠が分かる書類。先進省エネについては従来品の見積書も提出必須。)
- 13_その他
- 14_業務概要 (申請者の業務概要がわかる企業パンフレット等)
- 15_定款 又は法人登記簿
- 16_経理状況説明書 (直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)
- 17~19_ (共同事業者がいる場合は、上記14~16について共同事業者のものも添付)
- 20_許可書等 (申請者が法律に基づく事業者であることを証する、行政機関から通知された許可書等。申請者が地方公共団体の場合は、共同事業者のものを添付)

0~20 のデータを提出

※申請者が地方公共団体の場合は**14,15,17~19**は不要。**16**に申請年度の予算書を添付すること。

5. 応募の方法⑤

公募要領 pp.16-17
応募申請時提出書類等一覧

番号	提出書類	車両 省エネ	回生 電力	先進 省エネ	チェック 欄
0					
1	0.1.2. 様式1.2.3. 応募申請書、実施計画書、経費内訳 ※Excel形式で提出すること	○	○	○	
2					
3	3. 事業実施場所 (事業を行う場所の図面と設備配置図)	○	○	○	
4	4. ランニングコスト減少額の根拠	○	○	○	
5	5. ハード対策事業計算ファイル	○	○	○	
6	6. CO2削減効果の算定根拠	○	○	○	
7	7. 設備導入後の運行ダイヤ (体系的に示したもの)	○	○	○	
8	8. 回生電力の有効電力利用量等 (体系的に示したもの)		○		
9	9. 省CO2化計画 (路線又は区間全体の省CO2化計画)		○		
10	10. 仕様書 (導入設備、車両の仕様書)	○		○	
11	11. 事業実施スケジュール	○	○	○	
12	12. 見積書 又は積算資料 (様式3に記載の金額の根拠が分かる書類。先進省エネについては従来品の見積書も提出必須。)	○	○	○	
13	13. その他	○	○	○	
14	14. 業務概要 (代表事業者の企業パンフレット等)	○	○	○	
15	15. 定款 又は法人登記簿 (代表事業者の定款 又は法人登記簿)	○	○	○	
16	16. 経理状況説明書 (代表事業者の直近2か年度分の貸借対照表および損益計算書)	○	○	○	
17	17. 共同事業者の業務概要 (企業パンフレット等)	○	○	○	
18	18. 共同事業者の定款 又は法人登記簿	○	○	○	
19	19. 共同事業者の経理状況説明書 (直近2か年度分の貸借対照表および損益計算書)	○	○	○	
20	20. 許可書等 (申請者が法律に基づく事業者であることを証する、行政機関から通知された許可書等)	○	○	○	

※資料14、15、17、18、19 地方公共団体は不要

※資料16 地方公共団体は予算書を添付

【提出書類等】

＊各事業の提出が必要な書類は、
応募申請書データ内の
「応募申請時提出書類等一覧」
を確認してください。

＊電子ファイルには「応募申請時
提出書類等一覧」に記載の番号
を付け、番号順に整理してくだ
さい。

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名（略称）を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】鉄道（略称）問い合わせ

<問い合わせ先>

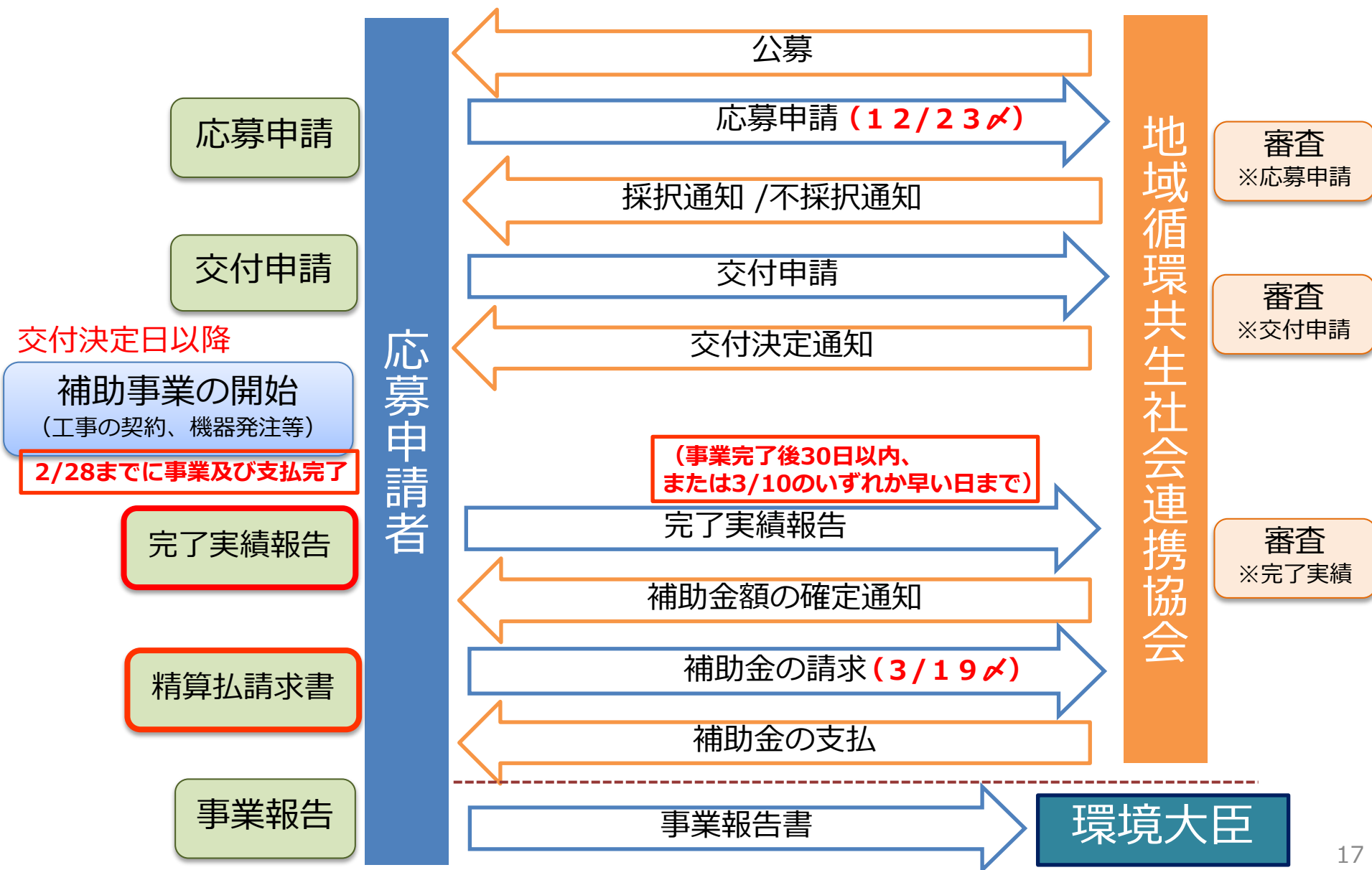
一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

メールアドレス：koutsu08@rcespa.jp

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



Ⅱ .補助事業（採択以降）の 留意事項等について

Ⅱ．補助事業（採択以降）の留意事項等について①

公募要領 pp.18-24

【事業の開始】

採択通知後、交付申請書をご提出いただき、補助事業は、交付決定後（交付決定日以降）、事業開始となります。

交付決定日以前に契約（発注）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【完了実績報告書（様式第12）の提出】 [交付規程 第11条]

翌年2月末日までに補助事業を完了（複数年事業の場合も各年度の2月末日までに完了）し、事業完了後30日以内、または**3月10日**のいずれか早い日までに**完了実績報告書を提出**していただきます。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、**自社製品の調達（工事を含む）**がある場合、補助事業者の**利益等相当額を排除**してください。

Ⅱ . 補助事業（採択以降）の留意事項等について②

公募要領 pp.18-24

【経理書類の保管】 [交付規程 第8条 第1項 第八号]

補助事業の経費については、**経理帳簿及び証拠書類を他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年又は法定耐用年数期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存。**

【取得財産の管理】 [交付規程 第8条 第1項 第十三号、第十四号]

補助事業により取得、または効用が増加した価格が単価50万円以上の財産について、**取得財産等管理台帳を備え、補助事業により取得した旨を明示。それらの財産について、法定耐用年数中、処分制限あり。期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、事前に協会に申請・承認が必要。**

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）**の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。

なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、**所轄の税務署等**にご相談ください。

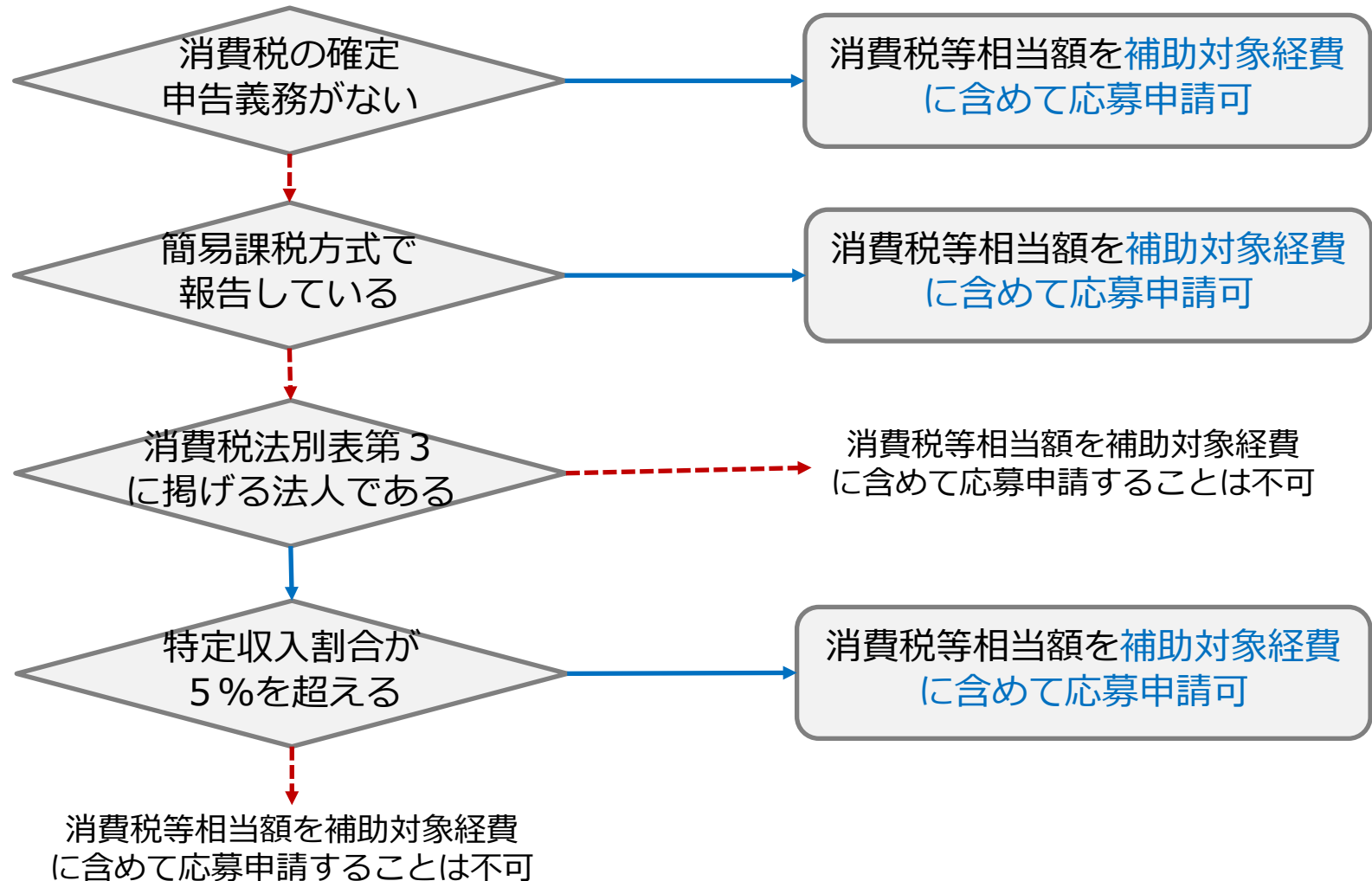
【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定し、**交付申請書を提出してください（本資料pp.18～24の参考を参照してください）。

<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

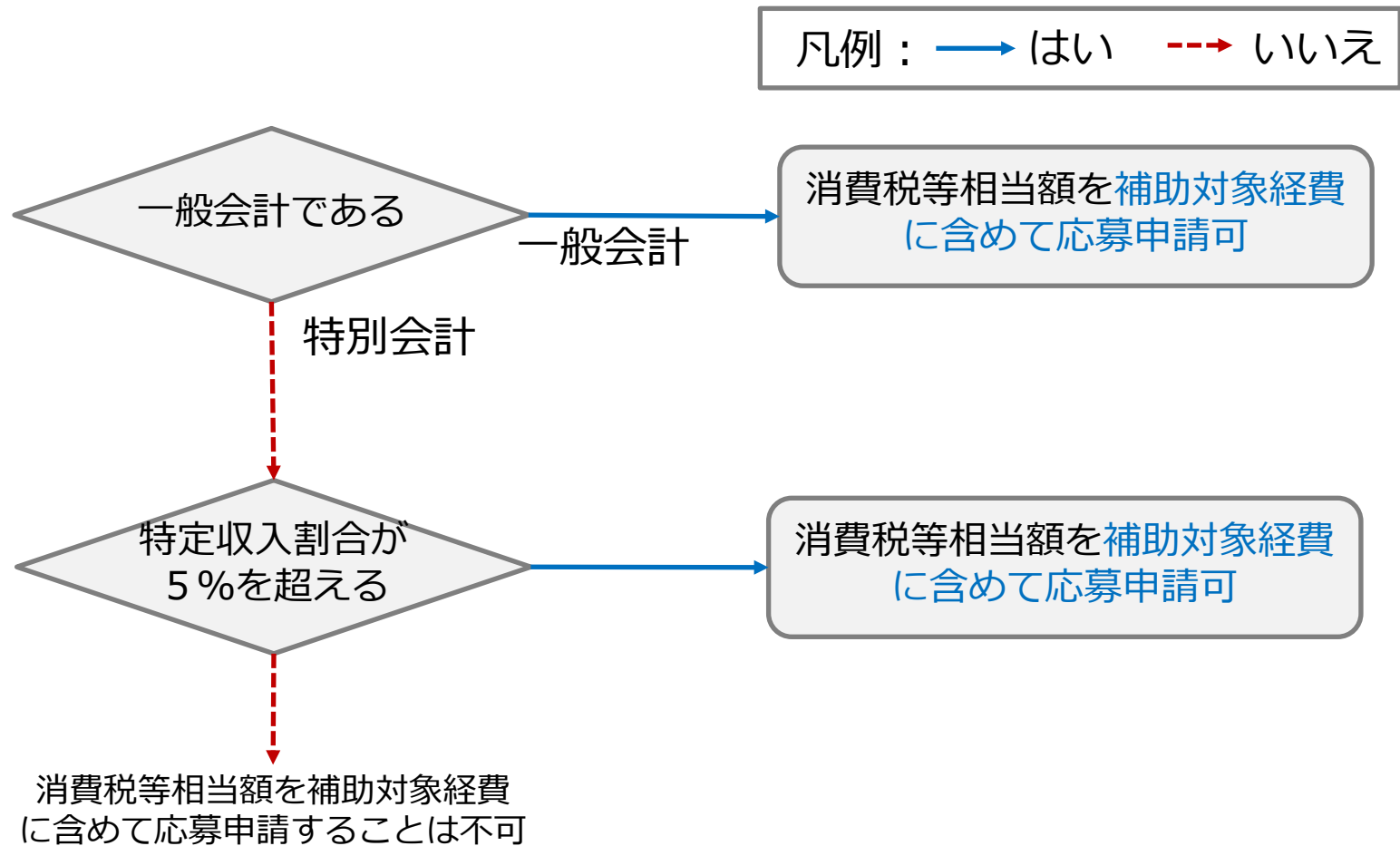
【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ



<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



＜参考＞ 消費税及び地方消費税相当額について

公募要領 p.20

【補足】 [交付規程 第8条 第1項 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

各補助事業について

【事業の目的】

事業目的

本事業は、車両の省エネ化や鉄道車両が減速時に発生させる回生電力の有効活用をバランス良く組み合わせることにより、鉄道システムの省CO2化を推進することを目的としています。



実効性のある取組を業界一丸となって推進し、鉄道システム全体の更なる省エネ化を加速させる

【公募を行う事業区分】

以下に示す 3 つの事業区分で採択を行います。

1. 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業
 - ②車両への省エネ設備の導入により 40%以上のCO2削減効果が見込まれる車両の改修 『車両省エネ』
2. 回生電力の有効活用に資する設備等の省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入を実施する事業
 - ①回生電力の有効活用に資する設備の導入 『回生電力』
 - ②省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入 『先進省エネ』

※1-①車両新造は令和7年度以前に採択した複数年計画の事業に限るため、新規公募なし。

1. 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業

- ②車両への省エネ設備の導入により
40%以上のCO2削減効果が見込まれる
車両の改修

略称：『車両省エネ』

【対象事業の要件】

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- a. V V V F インバータ制御装置の導入を行う事業であり、二酸化炭素排出量に係る原単位（電力量換算kWh/car/kmもしくは、燃料を使用する気動車の場合は原油換算kL/car/km）が、導入前と比較して40%以上削減されること。
- b. エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること。
- c. 本補助事業により省エネ設備の導入を行った車両の運行については、再生可能エネルギー由来の電力を活用すること。

【対象設備の要件】

補助事業の対象となる設備等については、以下の表のとおりです。

項目	対象範囲	補助対象設備・費目
制御装置、 モーター	高効率機器及び器具に限る	・VVVFインバータ制御装置 ・モーター 制御装置は、次世代半導体素子（SiC、ハイブリッドSiC）又は絶縁ゲート型バイポーラ・トランジスタ素子（IGBT）を用いたVVVFインバータ制御装置。 制御装置がIGBTの場合は、中小事業者のみ申請可能。ただし、その場合のモーターは同期電動機に限る。

1－②車両省エネ

【補助金の応募を申請できる者】

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。
ただし、ＪＲ、大手民鉄を除きます。

また、VVVF(IGBT)への改修は、中小事業者（鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、ＪＲ・大手民鉄・準大手・公営事業者以外の鉄軌道事業者とする。）に限ります。

- a. 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定される事業を行う事業者
- b. 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定される事業者
- c. 導入設備等をa. 又はb. の者に対し、リース等により提供する者

【補助金の交付額及び補助事業実施期間①】

○補助金の交付額

応募申請書 様式 3 経費内訳には、補助対象経費をそのままご入力ください。
全体経費シートに上限設定をしておりますので、それを基に採択額を決定します。

補助対象経費の上限：補助対象経費の上限は以下の計算式の通りとします。

補助対象経費の額 ≤ 120,000円/t-CO₂ × CO₂削減量(t-CO₂/年) × 法定耐用年数(年)

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、交付規程の別表第 2 に定めるものとする。）	中小事業者、準大手、公営事業者、大阪市高速電気軌道株式会社： <u>2分の1以下</u>

注 1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、ＪＲ・大手民鉄・準大手・公営事業者・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。

注 2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、設備を使用する鉄軌道事業者の「区分」とする。

【補助金の交付額及び補助事業実施期間②】

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**2年度以内**です。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。

この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、今年度の事業については、交付決定の日から令和9年2月28日までに完了する必要があります。

2. 回生電力の有効活用に資する設備等の省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入を実施する事業

①回生電力の有効活用に資する設備の導入

略称：『回生電力』

2-① 回生電力 【対象事業の要件】

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- a. 鉄道車両が減速時に発生させる回生電力の車両間融通を行う装置の導入又は改修（上下線き電一括化や回生電力貯蔵装置）、駅舎等への融通を行う装置（駅舎補助電源装置）等の先進的な省エネ機器の導入を行う事業であること。
- b. 路線又は区間全体の省CO2化を目的とした、事業実施までのプロセスやCO2削減の効果等を取りまとめた計画（**「路線又は区間全体の省CO2化計画」**）を策定し、同計画に基づく設備を導入する事業であること。
- c. エネルギー起源CO2の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO2の排出削減効果が算定できるものであること。

注1) 「**路線又は区間全体の省CO2化計画**」とは、路線又は区間全体の省CO2化を目的とし、事業実施までのプロセスや二酸化炭素削減の効果、その他**公募要領の別紙2（交付規程の別紙2）**に定める事項が定められているものをいう。本計画については、事業が採択された場合、国土交通省のウェブサイトで公表するものとする。

注2) **「路線又は区間全体の省CO2化計画」は、応募時に添付する必要があります。**

【補助金の応募を申請できる者】

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。ただし、ＪＲ、大手民鉄を除きます。

- a. 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定される事業を行う事業者
- b. 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定される事業者
- c. 導入設備等をa. 又はb. の者に対し、リース等により提供する者

2－①回生電力

公募要領 p. 10
別表第 1

【補助金の交付額及び補助事業期間①】

○補助金の交付額

応募申請書 様式 3 経費内訳には、補助対象経費をそのままご入力ください。
全体経費シートに上限設定をしておりますので、それを基に採択額を決定します。

補助対象経費の上限：補助対象経費の上限は以下の計算式の通りとします。

補助対象経費の額 ≤ 100,000円/t-CO₂ × CO₂削減量(t-CO₂/年) × 法定耐用年数(年)

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、交付規程の別表第 2 に定めるものとする。）	ア. 中小事業者： <u>2 分の 1 以下</u> イ. 準大手、公営事業者、 大阪市高速電気軌道株式会社 ： <u>3 分の 1 以下</u>

注 1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、ＪＲ・大手民鉄・準大手・公営事業者・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。

注 2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、設備を使用する鉄軌道事業者の「区分」とする。

【補助金の交付額及び補助事業実施期間②】

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**2年度以内**です。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。

この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、今年度の事業については、交付決定の日から令和9年2月28日までに完了する必要があります。

今年度からの新メニューになります。

2. 回生電力の有効活用に資する設備等の省CO2 効果の高い先進的な設備・システムの導入を 実施する事業

②省CO2効果の高い先進的な設備・システム の導入

略称：『先進省工ネ』

【対象事業の要件】

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- a. 審査委員会があらかじめ認定した、車両への省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入を行う事業であり、二酸化炭素排出量に係る原単位（電力量換算kWh/car/km、燃料を使用する気動車の場合は原油換算kL/car/km）が、導入前と比較して40%以上削減されること。ただし、ディーゼルハイブリッド車両については、応募申請時の実施計画において、バイオ燃料等の代替燃料の活用等も含めた今後の脱炭素化に向けた計画を考慮することができる。
- b. エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること。
- c. 本補助事業によりモーターを導入した車両の運行については、再生可能エネルギー由来の電力を活用すること。

【対象設備の要件】

補助事業の対象となる設備等については、以下の表のとおりです。

項目	対象範囲	補助対象設備・費目
ディーゼルハイブリッド車両	設備・システムに限る	・ディーゼルハイブリッド車両に係る蓄電池等の特有な設備・システム
モーター		・永久磁石同期モーター ・同期リラクタンスモーター

【補助金の応募を申請できる者】

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- a. 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条に規定される事業を行う事業者
- b. 軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定される事業者
- c. 導入設備等をa. 又はb. の者に対し、リース等により提供する者

2－②先進省エネ

公募要領 p.12
別表第 1

【補助金の交付額及び補助事業実施期間①】

○補助金の交付額

応募申請書 様式 3 経費内訳には、補助対象経費として現在時点の従来品との差額をご記入下さい。その際、根拠資料として従来品の見積書も必要となります。

補助対象経費は従来品との差額とし、その差額に対し、以下の補助率を適用して算出するものとします。

補助対象経費	補助率
事業を行うための設備費、その他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、交付規程の別表第 2 に定めるものとする。）	ア. 中小事業者： <u>2分の1以下</u> イ. 準大手、公営事業者、 大阪市高速電気軌道株式会社： <u>3分の1以下</u> ウ. J R、大手民鉄： <u>4分の1以下</u>

注 1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、J R・大手民鉄・準大手・公営事業者・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。

注 2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、設備を使用する鉄軌道事業者の「区分」とする。

【補助金の交付額及び補助事業実施期間②】

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**2年度以内**です。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。

この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、今年度の事業については、交付決定の日から令和9年2月28日までに完了する必要があります。

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業)
交通システムの省CO₂ 化に向けた設備整備事業
概要

改訂履歴

令和8年6月23日 Ver.1 初版

令和8年8月17日 Ver.2

令和8年10月6日 Ver.3